

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530541

研究課題名(和文)わが国で使用されるトレード・タームズ(貿易定型取引条件)の地域別時系列的比較研究

研究課題名(英文)The Time Series Analysis for Usage of Trade Terms for Traders in International Trade

研究代表者

吉田 友之(YOSHIDA, TOMOYUKI)

関西大学・商学部・教授

研究者番号：80210706

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、貿易取引における理論と実務の相違に関して実証することである。本研究で以下の4点が明らかとなった。第一に、現行ではコンテナ・トレード・タームズの潜在的な使用率の高止まり傾向が常態化しており適切な措置を講じるべきである。第二に、トレード・タームズの使用時に、貿易業者は実務上準拠規則の合意を行っていないことが多く、理論と実務には乖離がある。第三に、貿易業者の準拠規則の不採用理由は長年トレード・タームズの解釈規則を取り決めなくても商事紛争が生じたことがないからである。第四に、貿易業者は、紛争解決方法に関して取り決めないまま貿易取引を行う場合が多く、理論と実務には乖離がある。

研究成果の概要(英文)：This study reveals the results of a questionnaire survey regarding discrepancies between theory and practice in international trade. The results identified the following four points. First, we demonstrated that the potential use ratio of the container terms is high at present, but the expansion of the use ratio of these terms will stagnate as long as appropriate measures are not considered in the future. Second, we demonstrated a discrepancy between theory and practice in that trading companies often do not reach an agreement on governing rules for the conduct of operations when they are employing trade terms. Third, we demonstrated that one reason that trading companies do not agree on governing rules is that trade disputes rarely arise even though the companies have not set an interpretive framework for long-term trade terms. Fourth, we demonstrated a further gap between theory and practice in that many trading companies operate without setting methods for resolving disputes.

研究分野：貿易商務論

キーワード：貿易商務 トレード・タームズ 貿易慣習 インコタームズ 準拠規則 貿易実務 国際取引 国際貿易

### 1. 研究開始当初の背景

貿易取引では如何に数多くの専門的知識やノウハウに精通しているか否かが、貿易取引を成功に導くための条件となる。その中でも貿易取引面では、各国・各地域により適用される法律・商慣習などが異なるため、取引契約内容を定型化したトレード・タームズ(貿易定型取引条件)という専門用語が使用されており、貿易業者はこれに関する造詣の深さが求められる。

この「トレード・タームズの使用実態に関する研究」は、国内では初めて、本研究(以下、吉田と称する)を含めた研究者により行われ、その成果は、吉田友之、小林晃他『我国で使用されるトレード・タームズ(貿易定型取引条件)の動向調査』日本大学経済学部産業経営研究所(1997年)[1998年(財)貿易奨励会奨励賞受賞]としてまとめ上げたが、調査対象とした先は首都圏に所在するいわゆる大手貿易業者であった。吉田は、「わが国におけるトレード・タームズの使用実態」を明らかにするためには、首都圏に所在する大手貿易業者のみを調査対象としたのでは真の意味で「わが国での」その使用実態を浮き彫りにすることは不可能であると考えた。なぜならばわが国の貿易量、貿易額の多くの部分は総合商社、大手専門商社、大手製造業者などいわゆる大手貿易業者により担われていることはいままでのまではないが、数のうえからは圧倒的に多くは中小零細貿易業者が占めているからである。そのためには地方に所在し直接貿易を行っている中小零細業者を含めた幅広い事業規模の業者を調査対象とすることにより、わが国の中小貿易業者の真の実態をつかむことができると考えた。そこで、2003・2004年度科学研究費補助金基盤研究(C)(一般)「わが国で使用されるトレード・タームズ(貿易定型取引条件)の地域別比較研究 - 大手貿易業者と地方中小貿易業者の場合 - 」により、この研究成果は、吉田友之『トレード・タームズの使用動向に関する実証研究』関西大学出版部(2005年)にまとめた。

### 2. 研究の目的

上記のように2003・2004年度科学研究費補助金基盤研究(C)(一般)「わが国で使用されるトレード・タームズ(貿易定型取引条件)の地域別比較研究 - 大手貿易業者と地方中小貿易業者の場合 - 」による研究成果は、吉田友之『トレード・タームズの使用動向に関する実証研究』関西大学出版部(2005年)にまとめた。

この研究により、国内で初めて、2003年当時のわが国の地方に所在する中小貿易業者が使用するトレード・タームズの実態は明らかにできたが、将来のわが国の「トレード・タームズ研究」の発展のためにはこの単発の調査結果だけで終わらせてしまうのではなく、この調査を反復的・継続的に実施し時系

列的な考察を行うことが重要となる。こうすることで必ずより大きな成果が得られるものと確信した。また学術的な成果のみならず、地方に所在する中小貿易業者は、貿易取引を行ううえで必須の知識であるトレード・タームズの適正な使用方法について本研究が啓蒙的な役割を演じることで、より一層円滑な貿易取引を行えるようになり、地方でも貿易に参入する機会が広がり、もって貿易実務面における地方経済の活性化策の一助となるものと確信した。

### 3. 研究の方法

本研究では、3年をかけ、初年度・次年度はおもにアンケート調査に基づいたデータの収集および聞き取り調査の実施を中心とし、最終年度はおもに入手データや聞き取り調査結果の分析を中心とした実証的研究を行った。調査対象とするのは、本研究の継続性・発展性を考慮し2003・2004年度科研費による「調査研究」と同様に地方に所在する中小貿易業者とした。

(1) 2012年には、まずアンケート調査内容を吟味・検討し、アンケート内容の設計結果をアンケート票として具体化した。アンケート票に添付する「アンケート回答のご協力のお願い(アンケート実施の趣旨書)」およびアンケート票用紙を完成させた。同時並行的にアンケート票などの送付用の封筒および返信用封筒の準備を行った。大阪商工会議所の協力を得て、大阪府地域に所在する貿易業者を対象にアンケート票の送付を行った。

(2) 2013年度には、一般社団法人分貿易協会の協力を得て、大分県地域に所在する貿易業者を対象にアンケート票の送付を行った。また、愛媛県地域、宮城県地域、熊本県地域に所在するジェトロ(日本貿易振興機構)で公開されている場合には「貿易業者一覧」を参考とし、公開されていない場合にはネット上で各地域に所在する貿易業者を探索し、各地域に所在する貿易業者を確定しそれらを対象にアンケート票を送付した。

返送された回答済みアンケート票のデータを順次パソコンへ入力および集計を行い、その考察内容を順次学会発表および論文の作成へと展開した。

(3) 2014年度には、徳島県地域、香川県地域に所在するジェトロで公開されていた「貿易業者一覧」を参考とし、各地域に所在する貿易業者を確定しそれらを対象にアンケート票を送付した。

返送された回答済みアンケート票のデータを順次パソコンへ入力および集計を行い、その考察内容を順次論文の作成へと展開している。

### 4. 研究成果

(1) トレード・タームズの使用動向と適正な

## トレード・タームズの使用方策

### トレード・タームズの使用動向

大阪、大分、愛媛、宮城、熊本地域では、「使用経験のあるトレード・タームズ」において、従来からの伝統的な在来船向けのトレード・タームズ〔いわゆるFOB、CFR、CIF〕は、各タームズともに使用頻度・比率ともに上位3位までの高止まりのまま推移していた。また航空機の利用頻度の増加に応じて、航空機の利用時に使用されていると推測されるFOB Airport (FOA)は、1976年にインコタームズで初めて規定され1980年の改訂で引き継がれた後1990年の改訂時に削除されたトレード・タームズでありその削除後20数年が経過しているにもかかわらず依然として在来船向けのトレード・タームズにつく高い使用頻度・比率で推移していた。

一方、1980年のインコタームズの改訂時に初めて規定され、1990年版、2000年版、2010年版インコタームズで引き継がれてきたコンテナ・トレード・タームズ〔いわゆるFCA、CPT、CIP〕は、大阪地域では、各タームズともに使用頻度・比率ともに低く多少のばらつきはあるものの僅かながら右肩上がり推移していた。その他の地域では、その使用頻度・比率ともに多少の上下動のばらつきはあるものの必ずしも右肩上がりとはいえず低く推移していた。

またコンテナ・トレード・タームズと比べてEx-Delivered系のトレード・タームズ〔いわゆるEXW、DDU、DDP、DAT、DAP〕は、各地域では、各タームズともに使用頻度・比率に差異はあるものの着実に右肩上がり推移していた。

### 適正なトレード・タームズの使用方策

吉田は2004年当時「コンテナ・トレード・タームズは10年ほど前に比べて、現行ではそれらのタームズを知っていながら使用しない業者が増加しており、今後何らかの対策を講じない場合にはこの傾向が顕著になる恐れがある」と推論し、それは2007年に大阪地域の貿易業者を対象とした調査結果から証明された。

今回の調査結果から、大分県に所在する貿易業者についてもこの状況、つまりコンテナ・トレード・タームズを知りながらそれらの使用にシフトしない業者の増加が常態化していることが明らかとなった。

1995年当時適正なトレード・タームズが使用されないのはインコタームズの規定内容・方法に問題があるからではなく、その啓蒙不足とその使用者（貿易業者）の不勉強によるものであると主張された研究者があられた。確かに、この啓蒙活動はコンテナ・トレード・タームズを知る業者を増やしたという功績は認めるが、使用者の増加へとは結びついていないといえる。したがって貿易業者がコンテナ・トレード・タームズを知って

いながら使用していない状況の常態化を解消するためには、まず筆者のような国際商務を専門分野とする研究者達がそれぞれの立場でそれらのタームズに関する内容を周知させる一層の啓蒙活動を行い「それらの潜在的使用比率」の割合を大きくする措置を講じる必要がある。しかし現状ではその啓蒙活動だけでは不十分であり、併せてコンテナ・トレード・タームズの使用へのシフトを促すための方策が必要となる。

コンテナ・トレード・タームズの使用へのシフトに向けての有効な方策は、研究者達のこの啓蒙活動だけではなく貿易業者自身の手の中にある。

貿易業者によるこれらのタームズの使用打診または被使用打診が貿易業者自身に対して効果をあげることは、本研究を含めた従来からの吉田の研究で証明された。したがって、コンテナ・トレード・タームズの一層の普及のためには、貿易業者が取引の交渉時にそのタームズの使用打診を積極的に行うように推進することが肝要となろう。しかしとくに中小貿易業者は一般に日々の業務に追われよほどのことがない限り相手方にそれらのタームズの使用打診をする余裕はなく、実際にそれらの業者にそれを期待することは酷といえよう。とくに大手貿易業者は適正なトレード・タームズを取引先へ積極的に提示するなどすることが求められよう。

地方に所在する貿易業者におけるこの常態化の解消を積極的に図ろうとすれば、現行の推移では短兵急な展開はあり得ない。そこにトレード・タームズの実際の利用者の使用実態を軸としたインコタームズ内容の抜本的な見直しを含めた何らかの措置を検討する必要がある。

### (2) トレード・タームズの使用上の留意点

#### トレード・タームズに対する準拠規則採用の有無

貿易業者は、理論上、貿易取引を行う際、原則として使用するトレード・タームズについて解釈の相違から商事紛争が生じないようにその解釈規則を特定し両者で合意しておかなければならないとされている。さらに後日に生じるかもしれない両当事者の合意内容の不一致に備えて、その合意内容を売買契約書の中に記しておくべきであるとされている。それでは、貿易業者は、実務上、理論で述べられているような措置を講じているのであろうか。

「どの規則にも準拠していない」は、各年とも上位1ないし2位の高い回答頻度で推移していた。改めていうまでもなく、売買当事者が使用するトレード・タームズが表す種々の内容は地域・国により様々に異なる解釈がとられている。一方の当事者が例えばCIFというトレード・タームズを用いて取引を行おうとし、他の当事者もそれに同意した場合、当該取引は、それぞれの当事者が経験

的・慣習的に勝手に頭に思い浮かべたCIFに包含された種々の意味をもって進行するという危ういものとなる。したがって売買当事者は、トレード・タームズの解釈規則を特定し、共通の規則を遵守することで無用の混乱を避けることが必要となる。

調査年において「国際商業会議所（ICC）が制定した最新のインコタームズに準拠している」は、各年とも上位1ないし2位の高い回答頻度で推移していた。トレード・タームズは、価格構成要素、売買両当事者間の貨物の引き渡しに関する危険の移転時期、費用負担の分岐点、貨物の引き渡し場所、運送契約や保険契約の締結義務、通関手続きの手配義務などを示すものである。しかし、おうおうにしてその用語や慣用の不一致のため誤解が生じ商事紛争に発展することが多い。それを回避するために各団体・組織によりトレード・タームズの解釈に関する国際規則（International Rules for the Interpretation of Trade Terms）が制定され、共通の解釈のもとに置くように努力されてきた。

インコタームズがトレード・タームズの準拠規則として優れているかどうかは別として、インコタームズを含むこれらの諸規則の存在理由を十分に理解しないまま安易に各トレード・タームズを使用している貿易業者は依然として少なくないといえよう。

「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は、各年とも3位の回答頻度で推移していた。インコタームズはいわゆる任意規則であり強行法的に最新版が優先的に援用されることはない。インコタームズは1936年に制定されて以来幾度となく改訂が加えられ、その度に規定されたトレード・タームズ数の増減ならびにそのトレード・タームズに対する売買当事者の義務にかかわる加筆・修正・削除が行われてきている。したがってインコタームズを準拠規則とする場合でもその改訂年を明示しない限り売買当事者に無用の混乱を生じさせることとなり、結局準拠規則を取り決めない場合と大して変わりがなくなることもあり得る。

「社内で独自に作成した規則」は、各年とも4～5位の回答頻度で推移していた。使用するトレード・タームズの詳細を売買契約書の中や別の方法で表示し、相手方からその内容の合意を得た場合には当該取引に問題は生じないであろう。しかし、一般的にトレード・タームズの内容を遺漏なく規定することは高度な専門的知識と手間暇を要する。本アンケート調査からは個別的にどのような内容の規則が取り決められていたのかは分からないが、一般的には既存のトレード・タームズの解釈規則に準拠する方が無難であろう。

#### 準拠規則の不採用理由

貿易業者がトレード・タームズの準拠規則を取り決めていないのは、決してトレード・タームズの解釈規則について無知でどの規則が適切であるか分からないからではなく、むしろ長年トレード・タームズに対する解釈規則に準拠していなくとも、それでとくに問題が生じたことがなく、相手方から解釈規則の準拠を求められないから、現行においてもそれに非準拠のままであるものと推測できた。

売買契約書で取り決める条件は、一当事者の自由にはならず、相手方の合意を要する。長年同じ業者と取引関係があり、その中で互いに信頼関係を築いてきた同士では、今さら改めて契約書にトレード・タームズの準拠規則を盛り込むことは難しいかもしれない。また、契約書中で取り決める詳細な条件の多くは取引が成功裡に終了した時点で無駄に終わるであろう。しかし今まではトレード・タームズの解釈にかかわる問題が生じなかったとはいえ、それはいつ生じるとも限らない。万が一の確率であっても紛争が生じる可能性のある限り、それに備えて契約書などで準拠規則を取り決めるべきであろう。各業者が今後その方向で改善を図られることを期待したい。

#### 商事紛争の処理対策

貿易業者は、理論上、貿易取引を行う際、万が一に備えて紛争解決方法に関する合意を行うことが必要であるとされてきた。具体的にはその合意内容の不一致に備えて、その合意内容を売買契約書の中に記しておくべきであるとされてきた。それでは、貿易業者は、実務上、理論で述べられているような措置を講じているのであろうか。

貿易業者が契約書に紛争解決方法を規定している場合、「ある・・・売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、2割強であった。貿易業者は、紛争発生時にはその解決に向けて努力することは当然であり、その当然ともいえるスローガンを紛争解決方法として規定したところで具体的な解決方法でなければ実効性に乏しい規定であるといわざるを得ない。「ある・・・商事仲裁による紛争解決規定」は、理論上最も現実的で適切な解決策とされている。しかし、紛争解決方法としてこの方法を契約書に規定した貿易業者はわずか1割弱であった。この解決策を規定した場合であっても、それで十分な解決が図れるわけではない。実際には仲裁機関名、仲裁規則を指定しそこから下された裁定が売買両当事者に対してどのような効果をもたらすのかなどについて詳細に規定する必要がある。そのような手当を行った貿易業者の割合はさらに低くなると推測できる。貿易業者は万が一に備えて遺漏のないように適切な紛争解決策を契約書で規定しておくことが肝要である。

貿易業者が契約書で紛争解決方法を規定

していない場合、「ない・・・売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、5割弱であった。これは紛争解決方法として気休め程度に過ぎずまったく実効性のない方法である。また「ない・・・貿易売買契約書自体を作成していない」は、1割6分を占めていた。契約書自体を作成していないのは貿易業者として論外の行いであるといわざるを得ない。もちろん貿易業者が長きにわたって取引関係にあり、互いの信頼関係を構築している場合には、紛争解決方法を省略したり契約書自体を作成しない例があることは承知している。しかし、貿易業者はこれはあくまでも例外的な措置であることを理解すべきである。

貿易業者は、実務上の貿易取引では相手方とのかけひきがあり交渉事となるため、理論的に適正な取り決めが必ずしもできるとは限らないであろう。結果として問題を残したままで契約書を作成することになるかもしれない。しかし、貿易業者にとっては当該取引で用いた契約書の中に問題があることを自覚して取引を行ったのが自覚なしにそれを行ったのが重要な意味をもつ。前者の場合には、それによって生じるかもしれない紛争を予期し、その対応策についての準備をすることができよう。一方、後者の場合には、貿易取引を円滑に遂行するうえで必要となる基礎的知識をまず理解し問題点を自覚できるようにすべきである。

以上より、貿易業者は紛争解決方法の取り決めを行わないかあるいは実効性のない紛争解決方法を取り決めているに過ぎず、この傾向に改善の兆しは見られなかった。総じて貿易業者は、現行においてはそれ自身が商事紛争に巻き込まれる可能性を包含した状況のままで取引を行っている実態が明らかとなった。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 17 件)

吉田友之、愛媛県所在貿易企業における取引契約上の留意点に関する時系列考察 - 2013年アンケート調査の追加版 -、関西大学商学論集、査読無、60巻1号、2015、頁未定。

吉田友之、大分県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察 - 2013年アンケート調査より -、関西大学商学論集、査読無、59巻4号、2015、65-81。

吉田友之、貿易取引に際しての留意すべき主な法律・規則等、OITA Trade & Views、査読無、99号、2015、8-8。

吉田友之、大分県におけるトレード・タームズの使用実態、OITA Trade & Views、査読無、98号、2015、8-8。

吉田友之、在阪貿易業者の取引契約におけ

る留意点 - 調査に基づく時系列的実証研究 -、関西大学商学論集、査読無、59巻3号、2014、107-126。

吉田友之、トレード・タームズ使用時の準拠規則に関する一考察 - 大阪所在の業者を対象としたアンケート調査より -、国際ビジネスコミュニケーション学会研究年報誌、査読有、73巻、2014、7-13。

吉田友之、トレード・タームズの使用動向に関する時系列的考察 - 在阪貿易業者を対象とした2012年アンケート調査より -、日本貿易学会年報誌、査読有、51巻、2014、3-13。

吉田友之、大分県におけるトレード・タームズの使用実態、OITA Trade & Views、査読無、97号、2014、8-8。

吉田友之、大分県におけるトレード・タームズの使用実態、OITA Trade & Views、査読無、96号、2014、8-8。

吉田友之、大分県におけるトレード・タームズの使用実態、OITA Trade & Views、査読無、95号、2014、8-8。

吉田友之、大分県におけるトレード・タームズの使用実態、OITA Trade & Views、査読無、94号、2014、8-8。

吉田友之、輸入貿易取引をめぐる留意点14 - 輸入貨物の損傷とクレーム -、OITA Trade & Views、査読無、93号、2014、12-12。

吉田友之、輸入貿易取引をめぐる留意点13 - 輸入通関とAEO制度 -、OITA Trade & Views、査読無、92号、2014、9-9。

吉田友之、地方貿易企業が使用するトレード・タームズに関する時系列的考察 - 愛媛県所在の業者を対象とした2013年アンケート調査より -、関西大学商学論集、査読無、58巻2号、2013、87-102。

吉田友之、地方貿易企業のトレード・タームズの使用における留意点 - 契約書との関連から -、関西大学商学論集、査読無、58巻1号、2013、153-169。

吉田友之、貿易条件の使用動向調査(下)、大商ニュース、査読無、1129号、2012、2-2。

吉田友之、貿易条件の使用動向調査(上)、大商ニュース、査読無、1128号、2012、2-2。

[学会発表](計 3 件)

吉田友之、トレード・タームズ使用時の準拠規則に関する一考察 - 大阪所在の業者を対象としたアンケート調査より -、国際ビジネスコミュニケーション学会全国大会、2013年10月5日、明治大学(東京都千代田区)。

吉田友之、トレード・タームズの使用動向に関する一研究 - 在阪貿易業者を対象とした調査より -、日本貿易学会全国大会、2013年6月1日、大阪経済法科大学(大阪府八尾市)。

吉田友之、「トレード・タームズに関するアンケート」調査結果に見る大阪・関西企業の貿易条件の使用動向、大阪商工会議所貿易部会(招待講演)、2012年10月22日、大阪商工会議所(大阪府大阪市)。

〔図書〕(計 1 件)

吉田友之 他、一般社団法人国際フレイト  
フォワーダーズ協会、国際複合輸送業務の手  
引〔第 8 版〕、2013、49-82。

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉田 友之 (YOSHIDA, Tomoyuki)  
関西大学・商学部・教授  
研究者番号：8 0 2 1 0 7 0 6

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

( )

研究者番号：